

平成 28 年度第 1 回中郷区地域協議会次第

日 時:平成 28 年 4 月 20 日(水)18 時 00 分～

場 所:はーとびあ中郷 研修室

1 開 会

2 報 告

- (1) 勝馬投票券場外発売所立地関連地域振興基金廃止に …資料 1  
関する意見書の回答について

3 その他

4 閉 会

資料No.1
第1回地域協議会
H28. 4. 20

上用第 13484 号  
平成 28 年 4 月 15 日

中郷区地域協議会  
会長 岡田 豊 様

上越市長 村山 秀幸  
(財務部 用地管財課)



### 意見書に対する回答について

平成 28 年 3 月 23 日付けの意見について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 〈意見〉

- 1 中郷区民は、平成 2 年に勝馬投票券場外発売所の話が持ち上がって、平成 5 年の開設に至るまで、この問題を真剣に考え、今日まで「オープス中郷」の経緯や交付金の活用を見続けて来ました。

先にいただいた回答では、市民の公営ギャンブルに対する認識変化を言われていますが、数値化されたものではなく、中郷区においては大きく認識が変化したとは捉えられません。マイナス面だけで論ずるつもりはありませんが、交付金の使途や額だけでプラスであったとは言えません。交付金を有効活用することは、苦渋の決断をした住民の当然の権利と義務と考えます。また、交付金が減少し、基金を維持する財源確保が難しくなるとありますが、基金は額の多寡に関係無く基金であり、維持に財源が必要とは理解できません。施設へのアクセス確保等の経費とは別に考えるべきです。当該施設を一企業と考えると、約 40 名の雇用と大きな売り上げがあり固定資産税も納入されることを見れば、市にとっても大切な企業と言えます。その企業に対して市の負担が発生することは当然のことと考えます。

市は、中郷村当時から一般会計剰余金と交付金を積立て活かす基金条例の背景や活用の在り方を理解し尊重すべきです。回答中に基金の有無にかかわらず、必要性のある事業を確実に実施していくとありますが、これは当然のことです。これと基金条例の趣旨に則った基金の運用とは、論点の趣旨が違ふと考えます。基金の運用と存続に市として支障があるならば、具体的に述べていただき、それをどの様に改善していくか、市と中郷区民が考えるべきです。

- 2 2 月 21 日に実施した中郷区民との意見交換においても多くの意見をいただきました

た。意見は、①合併後も特定財源は継続されると聞いていた②オープス中郷とオラレ上越は成り立ちが違う③上越市 28 年度予算は 1,100 億円にも膨らんでいる状況で中郷の財源に手をつけるのはおかしい④中郷区民も税を納めているので、公共物の補修は市の責務⑤市は用途を具体的にしめすべき⑥合併時に 10 年後の財政を見誤ったのではないか、こうなるのであれば合併時に言ってほしかった。ほとんどは、特定財源として中郷区のために使うべきとのご意見でした。また、一般財源化となれば何のための合併だったのかとのご意見も寄せられています。

- 3 以上の事から、現時点で本基金を一般財源化することは、住民の理解を得るのは困難な状況にあります。少子高齢化で人口が減少する中で、中郷が大切にしていた青少年のスポーツ振興や、住民をまとめる諸事業の助成まで削減が計画されています。この特定財源は、住民自治基本条例にある協働を進め、地域の特性を生かしたまちづくりを行うために欠くことが出来ません。

市は、住民一人一人に十分な説明を行い、民意を問う必要があります。また、本件は中郷区地域協議会にとって重要な判断案件です。市の熟慮と民意を生かした対応を求めます。

#### 〈回答〉

- 本基金の廃止の是非を論じるに当たっては、合併後の上越市全体の課題として捉える必要があると考えます。
- 上越市民が公平に負担する税や本基金に積み立てる交付金等は、市の貴重な財源であり、この財源を基に市は市民サービスを提供しています。言わばこれらの財源は、全ての上越市民の共有財産であり、市民が受けるべき行政サービスの源泉であると認識しています。
- また、様々な住民ニーズや地域の課題へ応えるため、市が必要な施策や事業を行う際は、いずれの地域であっても、その必要性を見極め、確実に実施していくことが基本となります。そして、実施に当たっては、市民が公平に負担する税や交付金等を共有財産ととらえ、これらを財源として、偏りなく公正・公平に配分することが肝要であると認識しています。
- このことは、当市が地域自治を進める上での基本的姿勢でもありますので、本基金のように、地域自治区という単位で財源を限定し、かつ終期を持たない財源措置を継続していくことは、見直すべきものと考えます。

- なお、本基金については、旧中郷村が一般会計の剰余金を当該基金に積み立ててきた経緯等を勘案し、事務事業の総点検時に平成 30 年度末までに基金を廃止するとした期限にこだわらず、基金条例に規定する使途目的の事業に、基金残額の全てを充当した上で条例を廃止するとともに、交付金を一般財源化することといたします。
- このため、平成 28 年度での予算措置と同様に、基金残額を事業財源として充当するまでの間、交付金は一般財源とはせず、基金に積み立てることとします。